

道路交通法施行規則等の一部を改正する省令案
に関するパブリックコメントの募集結果について

令和5年3月31日
国土交通省総合政策局

国土交通省では、令和5年2月24日から令和5年3月24日までの期間、道路交通法施行規則等の一部を改正する省令案について意見公募を実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、1件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙の通りとりまとめましたので公表いたします。

今回の意見募集に当たり、皆様方のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 実施方法

- (1) 募集期間：令和5年2月24日（金）から令和5年3月24日（金）まで
- (2) 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法：電子メール、FAX及び郵送

2. 提出意見数 1件

3. 問い合わせ先

国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室
電話番号：03-5253-8297

以上

(別紙)

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

ご意見の概要	国土交通省の考え方
集配に使用する事業用自動車について、一般貨物自動車運送事業と併用する場合及び他者集配を行う場合においては「自動運行装置の走行環境条件」「公安委員会の許可に関する書類」の添付を省略できるようにしてほしい。	ご意見いただきありがとうございます。 貨物の集配を自動車を使用して行う場合に、貨物自動車運送事業法第3条の一般貨物自動車運送事業の許可を受けて当該貨物の集配を行おうとする場合においては、改正後の貨物利用運送事業法施行規則においても、御指摘の書類（「自動運行装置に係る使用条件が記載された書類」及び「特定自動運行に係る都道府県公安委員会の許可の見込みに関する書類」。以下同じ。）については提出を求めておりません。ただし、一般貨物自動車運送事業において自動運行貨物運送又は特定自動運行貨物運送に係る手続は必要となります。 また、貨物の集配を他の者に委託して行う場合においても御指摘の書類については提出を求めておりません。